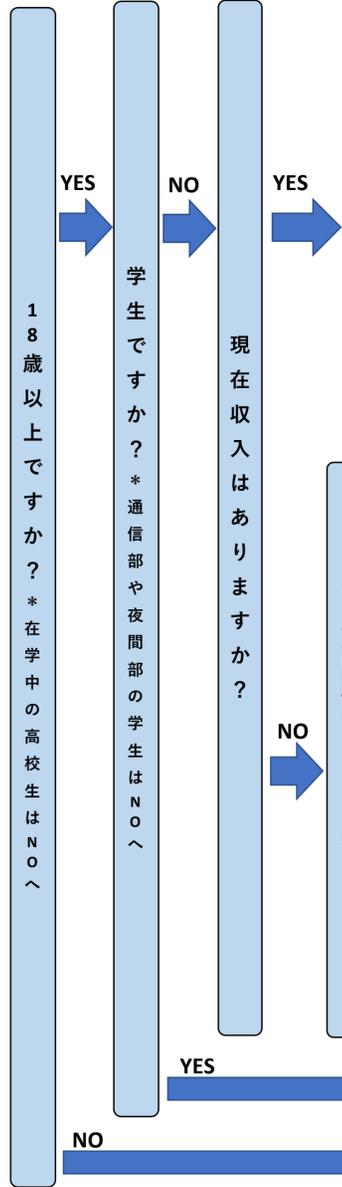


健康保険扶養認定に必要な書類

- ◎印：必ず提出
- 印：該当する人のみ提出

	必ず提出する書類				提出書類(マイナンバーの記載が無いもの)	別居時提出必須 *手渡しによる送金不可。	該当者提出必要書類			
	被扶養者異動 (増加)届	扶養申請者状況届 (子・配偶者用) または 被扶養者認定申請書 (子・配偶者以外)	世帯全員の住民票 (属柄記載のもの (写)) *出生の場合は 母子手帳(写)可	最新の所得証明書 (写)または課税(非 課税)証明書(写) *18歳未満は提出 不要			*被保険者が単身赴任の 場合は不要 (下記以外資格無し) ・配偶者 ・子、孫および兄弟姉妹 ・父母、祖父母などの直系尊属 ・仕送り誓約書 ・直近6か月分の振込元、振込 先、金額が明示されている仕送り に関する証明(仕送り証明書)	扶養義務がある者 (※優先扶養義務 者)が当健康保険 組合に加入してい ない人	子を申請する場合 で配偶者が当健保 の被扶養者でない 場合	住民票で続柄の証 明ができない場合
	入手先	健保HP	健保HP	市区町村	市区町村	入手先	健保HP	市区町村	市区町村	市区町村
給与(パート・アルバイト含む)		◎	◎	◎	◎	勤務先	○	○	○	○
年金収入		◎	◎	◎	◎	日本年金機構等	○	○	○	○
自営業収入		◎	◎	◎	◎	税務署	○	○	○	○
不動産収入		◎	◎	◎	◎	健保HP	○	○	○	○
配当収入		◎	◎	◎	◎	税務署	○	○	○	○
各種手当金(出産手当・傷病手 当・労災休業補償・恩給等)		◎	◎	◎	◎	健康保険組合 労働基準監督署	○	○	○	○
雇用(失業)保険受給中		◎	◎	◎	◎	ハローワーク	○	○	○	○

重複している場合は、提出必要書類を組み合わせてください。



雇用保険を受給する (含 待機期間中・給付制限中)	◎	◎	◎	◎	◎	雇用保険被保険者離職票-1・2(写) 雇用保険受給資格証(全面・写) 雇用保険失業給付受給等に関する誓約書	ハローワーク 健保HP	○	○	○	○
雇用保険を受給延長する	◎	◎	◎	◎	◎	雇用保険被保険者離職票-1・2(写) 受給期間延長通知書(写) 雇用保険失業給付受給等に関する誓約書	ハローワーク 健保HP	○	○	○	○
雇用保険を受給しない	◎	◎	◎	◎	◎	雇用保険被保険者離職票-1・2(写)、雇用保険資格喪失 確認通知書(写)のうち、いずれか 雇用保険失業給付受給等に関する誓約書	ハローワーク 健保HP	○	○	○	○
雇用保険受給資格なし (含加入期間不足)	◎	◎	◎	◎	◎	雇用保険被保険者離職票-1・2(写)、雇用保険資格喪失 確認通知書(写)のうち、いずれか	ハローワーク	○	○	○	○
雇用保険受給終了	◎	◎	◎	◎	◎	雇用保険受給資格証(全面・写) ※受給終了の印字のあるもの	ハローワーク	○	○	○	○
雇用保険未加入	◎	◎	◎	◎	◎	退職及び雇用保険未加入の事業主の証明・給与明細 等(写)	前勤務先	○	○	○	○
事業を廃業した	◎	◎	◎	◎	◎	廃業届	税務署	○	○	○	○
	◎	◎	◎	◎	◎			○	○	○	○
	◎	◎	◎	◎	◎	在学証明書(写)または学生証(有効期限の記載面を含む写)	学校	○	○	○	○
	◎	◎	◎	◎	◎			○	○	○	○

※優先扶養義務者・・・その家族の「配偶者」、その家族が母の場合は「父」、兄弟姉妹・祖父母の場合は「両親」など配偶者が離婚・死亡・未婚でない場合は不要です。

注1) 上記の書類を提出すれば無条件に被扶養者として認定されるものではありません。

注2) その他、必要に応じて別途追加書類の提出を求めることがあります。

注3) 市区町村発行の収入に関する最新の証明書が「前々年」の証明だった場合は、「前年」の収入が判る「源泉徴収票」の写しも追加

注4) 各証明書類の発行手数料は個人負担となります。